

事務連絡  
平成 31 年 3 月 29 日

都道府県  
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

「社会福祉法人の認可について」の別紙2「社会福祉法人定款例」第29条第1項第3号に  
係る運用上の留意事項について

社会福祉法人に対する指導監督につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御  
礼申し上げます。

規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）において、「社会福祉法人の基本財産  
への担保設定に関し、施設入所者の保護、法人経営の安定性等にも配慮しつつ、民間金融  
機関が単独で担保権者となるときの所轄庁の承認について、いかなる場合に承認を不要と  
できるかも含めて検討し、結果を得る」とされたことから、今般、「社会福祉法人の認可に  
ついて」（平成12年12月1日付障第890号、社援第2618号、老発第794号厚生省大臣官  
房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）の別  
紙2「社会福祉法人定款例」を改正し、民間金融機関から貸付を受ける場合について、一  
定の要件を満たし、事前に意見書を届け出た場合には所轄庁の承認を不要としたところです。

つきましては、当該事務の取扱いについてのQ&Aを別紙1のとおりまとめ、事前に届出  
する関係行政庁の意見書の様式を別紙2のとおり定めましたので、お示しいたします。

また、今回の改正で盛り込んだ承認を不要とする取扱いについては、法人の定款変更が  
事前に必要となるため、所轄庁におかれましては、法人から定款変更の申請があった際に  
は、本事務連絡の内容について法人に説明するとともに、事前の届出が必要である旨を十  
分に周知いただくようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市、中核市を除き、特別区を含む）に  
対して本事務連絡の周知についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

(別紙1) 「社会福祉法人定款例」第29条第1項第3号に係るQ&A

問1. 社会福祉施設には、保育所などの第2種社会福祉事業に類するものも含むと考えてよいか。

答 お見込みのとおり。ここでいう「社会福祉施設」とは、社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する事業を実施するために直接必要な施設を指す。

問2. 施設整備とは、具体的になにを指すのか。

答 社会福祉事業を実施するために必要な施設の新築及び増設並びに改築を指す。また、新築等に伴い必要となる土地の取得費用は含むものとする。設備整備のみを単独で行うものや運営費は含まない。

問3. すでに貸付を受けている法人が民間金融機関に借換することも対象となるのか。

答 借換を目的とするものは含まない。

問4. 担保とできる基本財産は、当該貸付を受けて整備する施設に限らずに、法人が所有する他の施設（基本財産）も含むと考えてよいか。

答 含まない。担保とできる基本財産は当該貸付を受けて整備する施設（土地も含む）に限る。

問5. 確実な民間金融機関とは、何を指すのか。

答 銀行法に基づく認可を受けた銀行、信用金庫法に基づく認可を受けた信用金庫、中小企業等協同組合法に基づく認可を受けた信用協同組合、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫を想定している。

問6. 関係行政庁とは、なにを指すのか。

答 貸付を受けて整備する施設の各種計画（介護保険事業計画等）との整合性や、事業実施の確実性などをチェックするため、当該施設を所管する自治体の施設所管部局を想定している。

問7. 「償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出る」とあるが、償還が滞ったと判断する基準はあるか。また、法人はなにを届け出る必要があるか。

答 債還の方法にもよるが、目安としては、毎月償還としている場合、償還期日を2ヶ月超過したときとする。ただし、特別な事情により期日を超過したものであって、以後の償還計画に支障を来さない場合は除く。

　　償還が滞った場合、法人は現在の償還計画及び償還状況、並びに今後の償還計画について分かる資料を届け出ることが必要となる。

## 民間金融機関からの借入に関する意見書

## [事業の概要及び資金計画]

借入申込法人名: \_\_\_\_\_

施設種類: \_\_\_\_\_ 施設名称: \_\_\_\_\_  
※社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定するどの事業に該当するか分かるように記載すること。

借入先金融機関名: \_\_\_\_\_

※支店名まで記入すること。

担保物件: \_\_\_\_\_  
※担保物件には、担保に供する基本財産を具体的に記入すること。

総事業費	民間金融機関借入金	補助金・交付金	共同募金	贈与金	その他借入金	自己資金

(注) 資金計画は入札前の場合、設計見積を元に作成してください。入札等により資金計画に変更があった場合は確認の連絡をいたします。

## [添付書類]

- 事業計画書     債権計画書     金銭消費貸借契約書(案)     担保物件の不動産登記事項証明書     理事会・評議員会の議事録

## [都道府県知事(指定都市又は中核市の長)の意見](該当箇所にチェックを入れてください)

## 1 都道府県の各種計画等との整合性

- 当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められる。  
 当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められない。

## 2 当該事業に対する補助

- 当該事業の必要性を考慮し、補助する予定である。〔補助予定額 \_\_\_\_\_ 千円〕(内訳は別添様式のとおり)  
 当該事業に対する補助はない。  
 補助する予定はない。

特記事項( \_\_\_\_\_ )

## 3 当該事業の必要性

- 当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認めるものである。  
 当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認められないものである。  
 その他、以下の特記事項のとおり。

特記事項( \_\_\_\_\_ )

平成 年 月 日

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長

印

社会福祉法人所管部局長 殿

(作成担当課: \_\_\_\_\_)

課・室(Tel: \_\_\_\_\_ - - - ))

## [市区町村長の意見](該当箇所にチェックを入れてください)

## 1 市町村の各種計画等との整合性

- 当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められる。  
 当該事業は、各種計画等との整合性も考慮されている事業計画であると認められない。

## 2 当該事業に対する補助

- 当該事業の必要性を考慮し、補助する予定である。〔補助予定額 \_\_\_\_\_ 千円〕(内訳は別添様式のとおり)  
 当該事業に対する補助はない。  
 補助する予定はない。

特記事項( \_\_\_\_\_ )

## 3 当該事業の必要性

- 当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認めるものである。  
 当該事業を総合的に判断した結果、必要な事業として認められないものである。  
 その他、以下の特記事項のとおり。

特記事項( \_\_\_\_\_ )

平成 年 月 日

市区町村の長

印

社会福祉法人所管部局長 殿

(作成担当課: \_\_\_\_\_)

課・室(Tel: \_\_\_\_\_ - - - ))

※記名・押印については、委任された方で差し支えありません。